

環境第 1563 号
平成28年10月31日

アスベスト問題対策連絡会議関係課長 }
アスベスト台帳関係課長 } 様

環境生活部環境局環境政策課
環境保全担当課長

アスベスト対策の徹底について（依頼）

日頃から、アスベスト対策の推進について、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、アスベストの飛散・ばく露防止対策については、平成26年6月の大気汚染防止法、石綿障害予防規則等の改正により、石綿含有保温材等についても規制が強化されているところですが、一部にその適切な管理がされていないという状況が見られていることから、施設管理者に対して、再度、周知徹底をお願いします。

また、平成28年5月23日付け環水大大発第1605231号（別添写しのとおり）で環境省から都道府県・政令市に対して、アスベスト対策に係る通知があり、環境省が作成した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に示されている建築物等の解体に当たっての事前調査やいわゆるレベル3建材の適切な処理について通知があったので、受注業者に、その旨、周知徹底をお願いします。

なお、市町村アスベスト担当課長あてにも通知しておりますので申し添えます。

（ 主査（化学物質対策）羽二生
内線 24-262 ）

